

# 組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会 2023年7月 VOL. 84

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

全国的に梅雨に入り、高温・多湿の天候が続きます。又今後暑さも本格的となり真夏日が増えますので、特に屋外作業では熱中症対策を万全に行い、健康に留意願います。コロナ感染者数が増加しておりますので、引き続き大声での会話禁止、うがい、手洗い等の感染症対策を実施願います。

## 熱中症対策

- ①規則正しい食生活（3食しっかり摂る）
- ②暑さに備えた体力作り（適度な運動）
- ③小まめな水分補給（1日1.2L）及び塩分摂取
- ④暑さを避ける（帽子着用、小まめな休憩）

## 技能実習制度の改正

日本政府は6月9日外国人共生に関する閣僚会議にて2023年度版の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を纏め、2つの受入れ制度の改正方針を決めました。

### 1) 技能実習制度

国際貢献の目的と実態が異なるため、発展的に解消する。人材確保と人材育成を両立する新制度を創設する。

転職を容認するなど詳細を今秋に決定する。

技能実習では原則認めていない転職の容認の範囲や、就労前に求める日本語能力などを有識者会議で再び議論し今秋に制度の詳細を固める予定。外国人への人権侵害などを防ぐため監理団体は要件が厳格化される。

### 2) 特定技能制度

技能の熟練を求める「2号」に9分野を追加する。

全12分野で長期就労、家族帯同が可能になる。

今秋に追加分野で試験を開始する。

## 外国人技能実習機構の实地検査

### ★実施検査（技能実習法第14条）

外国人技能実習機構では、「技能実習認定計画」に従って技能実習が適正に行われているかを確認するため、法令に基づき3年に1度程度の頻度で定期的に実習実施者の实地検査を実施しています。

实地検査は原則として予告なく抜き打ち検査となり、主務大臣の委任を受けた機構の職員（検査時には身分証を提示しています。）が訪問し、必要な報告を求めたり、帳簿書類を確認すること等により実施されます。

### ★臨時検査（技能実習法附則第8条）

実習生に労災や行方不明事案が発生した場合や関係者からの相談・申告・情報提供があった時には、定期的な検査とは別に、臨時の实地検査を実施しています。

当面の間、实地検査においてはマスク着用等の基本的感染対策を講じた上で実施されます。

その趣旨の理解促進のため、実習実施者を対象とした周知啓発用リーフレットを機構は作成しましたので、別添をご覧ください。

## 技能実習責任者講習【更新】お忘れではありませんか

### 3年毎に受講していただく必要がございます

技能実習法（平成29年11月1日施行）に基づき、技能実習生を受け入れるには、

**過去3年以内に養成講座を修了した者を技能実習責任者として配置する必要があります。**

講習を修了していなければ技能実習の認定がおりませんので、必ず期限内に受講願います。

受講完了後、受講証明書は必ず組合までご提出下さい。

なお、技能実習責任者変更の場合「技能実習計画 軽微変更届出書」を機構に提出しなければなりません。上記に併せて組合までご連絡をお願いします。

下記、厚生労働省のHPに技能実習責任者講習を行っている養成講習機関のリストと日程が掲載されております。

それぞれの講習実施機関のHPでご確認頂き、お申込みをお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL : 048-755-9591

FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】

080-4467-1738 (高橋)

070-3667-8667 (杉戸)

090-2323-7188 (王)



## 外国人技能実習機構の 実地検査にご協力をお願いします

外国人技能実習機構(以下、「機構」と言います。)では、認定計画に従って技能実習が適正に行われているかを確認するため、法令に基づき、3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を実施しています。

また、実習生に労災や行方不明事案が発生した場合、定期的な検査とは別に、臨時の実地検査を実施しています。

実地検査は、**原則として予告なく、機構の職員が訪問し**、必要な報告を求めたり、帳簿書類を確認すること等により実施します。

実習実施者の皆様におかれましては、機構の実地検査に対するご理解とご協力をお願いします。

### 実地検査の一般的な流れ

実習実施者を訪問 (原則として、予告なく訪問します。)

- ・ 実習責任者、実習指導員、生活指導員等との面談
- ・ 実習生の実習状況の確認、面談
- ・ 賃金台帳、タイムカード、日誌等、関係諸帳簿の確認

(法違反等が認められなかった場合)

(法違反等が認められた場合)

**文書指導** (改善勧告・改善指導)

改善報告による改善確認  
再度の検査で改善確認

改善されない場合  
重大・悪質な法違反の場合

検査の終了

**行政処分等**

行政処分等を受けると、  
企業名が公表されるほか  
認定の取消しの場合には、  
5年間の受入停止となります。

※ 実地検査において、虚偽の報告、虚偽の帳簿書類の提出・提示又は虚偽の答弁を行うことは、技能実習計画の認定の取消事由に該当します。

また、実地検査への協力が得られない場合、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため、計画が認定されない場合があります。



## 技能実習自主点検シート（主要17項目）



技能実習責任者は、3年以内に技能実習責任者養成講習を修了していますか。

技能実習指導員は、修得させようとする技能等について5年以上の経験を有し、事業所に所属する常勤の役職員ですか。

生活指導員は、事業所に所属する常勤の役職員ですか。

認定された技能実習計画にない職種や作業に従事させていないですか。

必要な機械、器具等の設備が、事業所に備えられていますか。

業務に従事させる時間配分の基準を守っていますか。  
(必須業務1/2以上、関連業務1/2以下、周辺業務1/3以下)

従事する時間のうち1/10以上、安全衛生に関わる業務を行っていますか。  
(移行対象職種の場合)

月80時間を超える時間外・休日労働を行わせていませんか。  
また、月45時間（1年変形の場合は月42時間）を超えて時間外労働を行かせた場合、1か月以内に軽微変更届出を行っていますか。

認定計画（雇用条件書）記載の支払額、支払い手段、割増賃金等の内容に従い、報酬を支払っていますか。

同種の作業に従事する日本人労働者に対する報酬の額と同等以上ですか。

技能実習2号や3号など技能の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等により、技能実習の意欲の向上に資するよう努めていますか。

技能実習生に法定の年次有給休暇を取得させていますか。

技能実習生が定期的に負担する食費、居住費、水道光熱費等について、技能実習生と丁寧な合意がなされ、かつ、控除額は適正ですか。  
(適正であるかどうかの判断基準は、適正実施マニュアル(※)参照)

宿泊施設に適切かつ十分な消火設備を設置していますか。

施錠できる個室である場合を除き、施錠できる個人別の収納設備を設置し、技能実習生自身に鍵を管理させていますか。

就眠時間を異にする技能実習生が2組以上いる場合に、寢室を別にしていますか。

技能実習生名簿、履行状況に係る管理簿、技能実習日誌を作成し、必要事項を全て記載し、事業所に備え付けていますか。

※チェックがつかなかった項目については、「外国人技能実習 適正実施マニュアル」を参照の上、自主的な改善をお願いします。また、適正実施マニュアルには、さらに詳細な点検項目が記載されていますので併せてご確認ください。

適正実施マニュアル 検索



(R5.5)